

徳島県告示第四百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和七年八月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月一日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

2 6 7		整理 番号	路線名	区 間		新旧 の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
白地州津				三好市池田町西山神田一 九番七地先から 同 七番二地先まで	三	新	一一・五〇二二・六	一九六・二
						旧	五・二丁一四・〇	一九六・二